

# ハガキによる「架空請求」に注意しましょう！

2018年3月15日号

「法務省から『総合消費料金に関する訴訟最終告知』というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどを書いてあり、不安になったので、ハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、『買った商品の代金を支払っていないので企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように』と言われた」という相談があります。

これは、ハガキによる「架空請求」です。行政機関を装い、訴訟、差し押さえなどの法律用語を使って不安をあおり、電話をかけさせようとするものです。電話をすると示談金などを請求されたり、個人情報把握される可能性があります。身に覚えのない請求には慌てず、無視をしましょう。

少しでも不安に思ったら、消費生活センターに相談しましょう。